

令和7年度 新宿区精神障害者相談支援員 募集案内

この採用選考は、新宿区精神障害者相談支援員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
精神保健福祉士	新宿区精神障害者相談支援員	1名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- （1）入院中の精神障害者（主に措置入院者）への退院後支援（訪問、支援計画作成、相談支援等）
- （2）精神保健福祉に関する相談支援
- （3）精神保健福祉施策の企画・立案補助
- （4）その他、精神保健福祉に関する業務

4 勤務場所

新宿区健康部東新宿保健センター（新宿区新宿7-26-4）

5 任用期間

令和7年11月1日から令和8年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- （1）精神保健福祉士の資格を有し、職務を遂行するにあたり、必要な知識及び技能を有する方
- （2）精神障害者支援の実務経験を有する方

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	論文（テーマ：精神障害者への支援について 文字数：1, 200字以内）
結果発表	令和7年9月下旬 ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和7年10月1日（予定） ※ 面接会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和7年10月上旬（予定） ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区健康部東新宿保健センターおよび保健予防課(新宿区新宿5-18-21)で配布します。また、区ホームページの「精神障害者相談支援員(会計年度任用職員)」を募集します(URL：http://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/yobo01_002268.html) からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 <提出書類> ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書(兼履歴書) ・ 精神保健福祉士資格登録証明書 ・ 一次選考の論文 <郵送の場合> ・ A4判が入る大きさの封筒に申込書、資格登録証明書、一次選考の論文を入れ、表に赤字で「精神障害者相談支援員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和7年9月1日(月) から 令和7年9月19日(金) (必着) ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-0022 東京都新宿区新宿7-26-4 新宿区健康部東新宿保健センター業務係

9 勤務条件

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの間で1日あたり7時間30分勤務 休憩時間60分 月曜日から金曜日の間で週4日勤務（週30時間勤務） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：原則として土・日曜日、月曜日から金曜日の間で1日 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等があります。 (無給休暇) 病気休暇（引き続く5日までは有給）等があります。
報酬等	・月額 約267,000円（地域手当相当分を含む。） ・通勤費用 実費支給（上限あり） ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 同一の職が翌年度も設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、特例として、公募によらず再度の任用を行うことがあります。なお、公募によらない再度の任用は、年度末年齢70歳が上限年齢となります。 ※ 任期を定めた任用であり、再度の任用を上限年齢まで保障するものではありません。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区健康部東新宿保健センター業務係

所在地：〒160-0022 東京都新宿区新宿7-26-4

電話番号 03（3200）1026（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

新宿区東新宿保健センター案内図

◆所在地

新宿区新宿7-26-4

◆交通アクセス

・電車

都営地下鉄大江戸線・東京メトロ副都心線「東新宿」A2出口から徒歩3分

・バス

都バス 宿75・高71「東新宿保健センター前」 徒歩1分

都バス 宿74・早77・池86「東新宿駅前」 徒歩3分

